

公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

調布市国領高齢者在宅サービスセンター（通所介護及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス））運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例（平成9年調布市条例第6号）及び調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例施行規則（平成9年調布市規則第32号）に定めるもののほか、市が調布市国領高齢者在宅サービスセンターにおいて介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に基づいて行う指定通所介護及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「調布市総合事業」という。）における国基準及び市基準通所型サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の運営について必要な事項を定め、適正なサービス提供に資することを目的とする。

（運営方針）

第2条 市の業務委託を受け、事業を実施する受託団体（以下「運営者」という。）は、指定通所介護等の計画に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は調布市にあって事業対象者（以下「要介護者等」という。）の心身の特徴を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、指定通所介護等を提供する。

2 指定通所介護等は、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持増進並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 指定通所介護等の実施に当たっては、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的な指定通所介護等の提供に努める。

4 運営者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、通所介護等従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定通所介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第3条 運営者は、法及び基準省令（以下「法等」という。）に基づく次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める職員を配置するものとする。ただし、法等に基づく兼務ができるものとする。

(1) 通所介護及び調布市総合事業における国基準通所型サービス

ア 管理者 1人（生活相談員と兼務）

管理者は、運営者の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、指定通所介護

等の利用申込にかかる調整及び通所介護計画又は国基準通所型サービス計画の作成等を行う。

イ 運営者ごとに置くべき従事者

(以下「通所介護等従事者」という。)

生活相談員 1人

介護職員 2人

看護職員 1人

通所介護等従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

介護職員及び看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

ウ 機能訓練指導員 1人

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(2) 調布市総合事業における市基準通所型サービス

ア 管理者 1人(生活相談員と兼務)

管理者は、通所介護等従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、指定通所介護等の利用申込にかかる調整及び市基準通所型サービス計画の作成等を行う

イ 通所介護等従事者

介護職員 1人

通所介護等従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

(利用定員)

第4条 指定通所介護等の利用定員は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 通所介護及び調布市総合事業における国基準通所型サービス

定員20人

(2) 調布市総合事業における市基準通所型サービス

定員15人

(営業日及び営業時間等)

第5条 指定通所介護等の営業日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、調布市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 通所介護及び調布市総合事業における国基準通所型サービス

営業日 月曜日から土曜日まで

ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く

営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 調布市総合事業における市基準通所型サービス

営業日 月曜日から金曜日まで

ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く

営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 指定通所介護等サービス提供時間は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 通所介護及び調布市総合事業における国基準通所型サービス

午前10時20分から午後15時30分まで

(2) 調布市総合事業における市基準通所型サービス

1 単位目 午前9時40分から午前11時20分まで

2 単位目 午後2時20分から午後4時00分まで

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第6条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

ア 排泄の介助

イ 移動、移乗等の介助

ウ その他必要な身体介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

ア 衣類の着脱の介助

イ 身体の清拭、洗身、整髪等

ウ その他必要な入浴の介助

(3) 食事の提供に関すること

昼食を希望する利用者に、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

ア 食事の調理並びに配膳及び下膳の介助

イ 食事の介助

ウ その他必要な食事の介助

(4) 送迎に関すること

送迎を希望する利用者に、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

ア 移動、移乗等の介助

イ 送迎車による移送

ウ その他必要な介助

(5) 個別サービスに関すること

利用者の心身機能の維持向上や仲間づくり等を目的とし、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、利用者の状況に応じた個別計画等に基づき、レクリエーション、音楽・制作活動、体操その他必要なサービスを提供する。

(6) 相談及び助言に関すること

利用者及びその家族からの相談等に応じ、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

ア 疾病及び障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ 自助具、福祉機器及び住宅環境の整備に関する相談・助言

エ その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業者等との連携等)

第7条 指定通所介護等の提供に当たっては、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者及び調布市地域包括支援センター(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)が開催するサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境その他の保健、医療、福祉のサービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化又は利用者からの指定通所介護等の利用方法及び内容の変更の申出があった場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡し、綿密な連携に努める。

3 運営者は、正当な理由なしに指定通所介護等の提供を拒んではならない。ただし、やむを得ず指定通所介護等のサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者等と連携して、必要な措置を講ずる。

(指定通所介護計画等の作成等)

第8条 運営者は、指定通所介護等の提供を開始する場合は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びにその家族等の状況を十分に把握し、通所介護計画及び調布市総合事業における国基準及び市基準通所型サービスの計画(以下「指定通所介護計画等」という。)を作成する。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成する。

2 運営者は、作成した指定通所介護計画等の内容を利用者及びその家族に説明し、その同意を得るものとする。

3 運営者は、指定通所介護計画等に基づいて指定通所介護等を提供し、継続的に提供する指定通所介護等の管理及び評価を行う。

(指定通所介護等サービス提供記録の記載)

第9条 運営者は、指定通所介護等を提供したときは、その提供した日及び内容並びに法第

41条第6項、法第53条第4項又は法第115条の45の3第3項の規定により、利用者に代わり受領することとなる保険給付（以下「法定代理受領」という。）の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。
（料金等）

第10条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の料金は、調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例に規定する使用料及び運営者が提供するサービスの利用に伴う実費負担としての料金の合計額とする。ただし、法定代理受領が行われる場合は、当該合計額から当該行われる法定代理受領の保険給付の額を減じて得た額を領収する。

2 利用者ごとの前項の料金は、あらかじめ契約書及び契約書別紙並びに重要事項説明書により説明し、同意を得るものとする。

3 市は、第1項の料金を翌月の末日までに利用者に明細書を添付して請求する。

4 利用者は、毎月所定の日までに口座自動振替の方法により請求のあった第2項の料金を支払わなければならない。ただし、口座自動振替の方法によらない場合は、請求のあった月の翌月の10日までに支払わなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第11条 利用者は、調布市内在住の要介護者等を対象とする。

（緊急時の対応）

第12条 通所介護等従事者は、指定通所介護等提供中に利用者の病状の急変その他必要な場合は、直ちに主治医等の受診等必要な処置を講じるとともに、利用者の届け出ている緊急連絡先へ連絡する。

2 指定通所介護等提供中に火災、天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等臨機の措置を講じなければならない。

3 前2項の処置等を講じた場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

（災害、非常時の対応）

第13条 運営者は、非常災害に備えるため、防災計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年2回
避難訓練	年6回
通報訓練	年6回

2 運営者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第14条 運営者は、指定通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 運営者は、運営者において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる

措置を講じるものとする。

- (1) 運営者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護等従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 運営者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 運営者において、通所介護等従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 運営者は、通所介護等従事者に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
（サービス利用に当たっての留意事項）

第15条 利用者が入浴室、機能訓練室等を利用する場合は、通所介護等従事者が立ち会うものとする。

- 2 体調が思わしくないと考えられる利用者に対しては、指定通所介護等の利用を中止することについての説明を行い、利用者の安全を確保する。

（個人情報）

第16条 通所介護等従事者は、職務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、運営者が公表している使用目的の範囲で使用、提供又は収集することができる。

- 2 通所介護等従事者は、個人情報の提供を最小限とし、サービス提供に関する目的以外は使用してはならない。また、利用者との契約の締結前からサービス終了後も、第三者に個人情報を漏らしてはならない。

（虐待防止に関する事項）

第17条 運営者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について通所介護等従事者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを調布市に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 運営者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 運営者は、通所介護等従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 運営者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第19条 運営者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携等)

第20条 運営者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 運営者は、運営者の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護等の提供を行うよう努めるものとする。

(苦情対応)

第21条 利用者又はその家族は、提供された指定通所介護等について、苦情、要望等を申し出ることができる。

2 運営者は、前項の苦情等について事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び方法を利用者及びその家族に報告し、説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 運営者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、調布市、利用者の家族、利用者本人に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 運営者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を作成するものとする。

3 運営者は、利用者に対する指定通所介護等提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 運営者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策を講じるものとする

(その他運営に関する留意事項)

第23条 運営者は、全ての通所介護等従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、通所介護等従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年4回以上

- 2 通所介護等従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 通所介護等従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護等従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護等従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 運営者は、適切な指定通所介護等提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護等従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。